

新型コロナワクチン接種 令和5年春開始接種のお知らせ

接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

重症化予防を目的として、対象者を重症化リスクが高い方に限定して実施します。

接種対象者

初回接種(1・2回目接種)を終えた方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方(12～64歳)
- ・医療従事者、高齢者・障害者施設などの従事者

※基礎疾患が無い12～64歳の方は、5月8日～8月31日、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けることができません。

自分が対象になるか
必ず確認してください。



©TOYAMA CITY/DLE

接種券

前回接種から3カ月経過した12歳以上の方に送付します。

接種券が届いたら、自分が対象になるか必ず確認してください。

※まだ使用していない接種券(3～5回目)をお持ちの接種対象者の方は、お手持ちの接種券を利用してください。

※令和5年秋開始接種で使用する場合があるため、接種券は大切に保管してください。

前回接種日	接種券発送日
12月1日～15日	5月9日(火)
12月16日～31日	5月12日(金)
1月1日～2月28日	5月16日(火)

接種場所

医療機関での個別接種を実施します。

接種券に同封の「新型コロナワクチン接種実施医療機関一覧表」または特設サイトで、医療機関を確認してください。一覧にない医療機関でも接種を行っている場合がありますので、かかりつけ医に相談してください。

ワクチン接種の予約

●予約・相談センターで予約する

▶インターネット予約(24時間受付)…接種券に同封の予約方法の書類を確認し、特設サイトから予約してください。

▶電話予約…☎411-9064、☎411-9065(平日9:00～17:00)

●医療機関に直接予約する

接種券に同封の「新型コロナワクチン接種実施医療機関一覧表」で連絡先を確認し、直接予約してください。

使用ワクチン

次のワクチンを実施期間内に1人1回接種します。

使用ワクチン	オミクロン株対応ワクチン (ファイザー社、モデルナ社)	武田社ワクチン (ノババックス)
接種間隔	前回接種から3カ月以上	前回接種から6カ月以上 ^(※)

(※)接種券に記載されている接種可能日は、前回接種から3カ月後になっていますが、前回接種日を確認し、6カ月経過してから接種してください。

・富山市新型コロナワクチン接種特設サイト

<https://city.toyama-vaccination.jp/>



・Twitterアカウント マチコ@富山市保健所

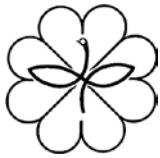
@machiko_toyama

問い合わせ

新型コロナウイルスワクチン接種実施本部

予約・相談センター ☎411-9064、☎411-9065

受付時間 平日9:00～17:00



あなたのまちの民生委員・児童委員

～ 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です～

福祉政策課 ☎443-2164

地域住民の立場で、地域の福祉を担うボランティアです

●民生委員・児童委員(以下「民生委員」といいます。)

厚生労働大臣と富山市長から委嘱された地方公務員です。民生委員は、福祉や介護、子どもや子育てについて悩み事がある方の立場にたって相談に応じたり、情報提供や行政機関などへ取り次いだりしています。

●主任児童委員

民生委員のうち、児童福祉に関することを専門に担当する委員です。関係機関や区域担当の民生委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

福祉に関することでお困りの方は、気軽に相談してください

民生委員には法律により守秘義務があります。

福祉や介護に関すること

- ・高齢者などの見守りや訪問
- ・ホームヘルパーやデイサービス利用の紹介
- ・日常的な支援に関する相談
- ・障害者差別に関する相談 など

暮らしに関すること

- ・家庭生活の悩みや相談
- ・健康保険や医療に関する相談
- ・生活保護の申請についての相談
- ・振り込め詐欺など悪質商法の相談 など

子どもに関すること

- ・不登校、いじめ、児童虐待に関する相談
- ・児童福祉サービスの紹介
- ・子育てや妊娠中の相談 など

木造住宅耐震改修工事

危険なブロック塀などの除却

吹付けアスベスト除去

各種工事費用に対する補助のご案内

建築指導課 ☎443-2107

●木造住宅の耐震改修工事

補助金額 工事費用の5分の4(上限100万円)

※まちなかや公共交通沿線の指定地区における全体耐震改修工事は、上限130万円。

対象住宅 次の全てに該当する住宅

- ・2階建て以下の一戸建て木造住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ・在来軸組工法による住宅

対象工事

(一財)日本建築防災協会による耐震診断方法により、耐震補強の必要があるとみなされた住宅について、所定の耐震性を確保するための工事で、令和6年2月29日(木)までに完了するもの

※耐震改修工事に伴い、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けることができます(全体耐震改修によるもののみ)。

※耐震診断費用については、富山県から補助を受けることができます。

●避難路に面した危険なブロック塀などの除却等工事

補助金額

「工事費用」または「1mあたり8万円×ブロック塀などの長さ」のうち、低い額の3分の2(上限:建替え15万円、除却10万円)

対象工事

避難路に面した住宅に付属する危険ブロック塀などを建替えまたは除却する工事で、令和6年2月29日(木)までに完了するもの

●建築物の吹付けアスベストの除去

補助金額 工事費用の3分の2(上限200万円)

対象建築物

市内にある民間建築物で、吹付けアスベストが施工されているもののうち、アスベストの含有率が0.1%を超えているもの

対象工事 令和6年2月29日(木)までに完了するもの

各種工事着工前に、手続きが必要です。事前に相談してください。